

山梨県公報

号外第二十号

平成十四年

三月二十九日

金 曜 日

目 次

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	一
県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則	二
地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則	二
山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二
山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則	二
政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	三
山梨県遊船条例施行規則を廃止する規則	四
山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	四
山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	四
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	六
保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則	七
山梨県立看護大学短期大学部学則の一部を改正する規則	八
山梨県立看護大学学則の一部を改正する規則	〇
山梨県立看護大学大学院学則	二
山梨県米養土法施行細則の一部を改正する規則	一六
山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	二
山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	二
山梨県温泉法施行細則	二
山梨県環境評価条例施行規則の一部を改正する規則	二
山梨県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	二
山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	二

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則	三二
山梨県立婦人労働開発センター管理規則を廃止する規則	三三
山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則	三四
漁船法施行細則を廃止する規則	三四
山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例施行規則及び山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	三四
山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則	三四
山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	三五
山梨県建築士法施行細則の一部を改正する規則	三五
山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	三五
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	三五
山梨県財務規則の一部を改正する規則	三六

規 則

山梨県規則第四号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則
青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「企画部県民室青少年女性課」を「企画部県民室青少年課」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第五号

山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則(平成二年山梨県規則第四十七号)

の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「別表第二号」を「別表第三号」に改め、八を削り、同条第二項中「から八までのいずれか」を「又は口」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第六号

県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

県職員の仕事の設置に関する規則

第一条第一項の表本庁に置かれる職の欄中「主幹」の下に「政策補佐」を加え、「IT推進監」、「農地調整監」及び「大学院開設推進監」を削り、「土砂災害対策監」の下に「税務システム開発監、商工団体指導監、農村振興監、花き振興監」を加え、同表出先機関に置かれる職の欄中「花き振興幹」を削り、「成人指導幹」の下に「環境保全幹」を加え、「総看護婦長、副総看護婦長、主任看護婦長、看護婦長、主任看護婦、看護婦、主任准看護婦、准看護婦、総看護長、副総看護長、主任看護長、看護長、副看護長、主任看護士、看護士、主任准看護士、准看護士」を「総看護師長、副総看護師長、主任看護師長、看護師長、副看護師長、主任看護師、看護師、主任准看護師、准看護師」に改め、「短期大学部長」の下に「研究科長」を加え、「福祉司」を「及び福祉司」に改める。

第二条第一項中「副看護婦長、主任看護婦、看護婦、主任准看護婦、准看護婦、副看護長、主任看護士、看護士、主任准看護士、准看護士」を「副看護師長、主任看護師、看護師、主任准看護師、准看護師」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項の改正規定中「総看護婦長、副総看護婦長、主任看護婦長、看護婦長、副看護婦長、主任看護婦、看護婦、主任准看護婦、准看護婦、総看護長、副総看護長、主任看護長、看護長、副看護長、主任看護士、看護士、主任准看護士、准看護士」を「総看護師長、副総看護師長、主任看護師長、看護師長、副看護師長、主任看護師、看護師、主任准看護師、准看護師」に改める部分及び第二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県規則第七号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則（昭和四十二年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二号中「工事検査監、検査管理監」を削る。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第八号

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表山梨県林業構造改善事業促進対策審議会の項を削る。

第六条第一項の表山梨県精神保健福祉審議会の項を削る。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則

山梨県立女子短期大学学則（昭和四十一年山梨県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の二中「児童福祉法施行規則第三十九条の二第一項第三号の保育士を養成する

税	株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得			
---	-------------------------	--	--	--

分	土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得			
	短期譲渡所得			
課	長期譲渡所得			
	株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得			
税	商品先物取引に係る事業所得及び雑所得			

に改める。

附則
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第十一号

山梨県遊船条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県遊船条例施行規則を廃止する規則

山梨県遊船条例施行規則（昭和二十五年山梨県規則第四十一号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第十二号

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

則

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成五年山梨県規則第

五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表十二の項中「及び第三項第四号」を、「第三項第四号及び第四項第三号」に改め、同表十四の項中「第二十六条第一項第二号」の下に「及び第四項第一号」を加え、同表二十一の項中「第二十一条第一項第四号及び」の下に「第二項第一号並びに」を加える。

別表第二号の表一の項中「看護婦」を「看護師」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十三号

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十三年山梨県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「又は（2）のいずれかの検査」を「(1)の検査及び（2）の抗体確認検査（1）HIV抗体検査方法及び結果

	検査法	検査日
スクリーニング法による判定結果		年 月
確認法による判定結果		年 月

又はHIV病原検査」は、

注1 スクリーニング法、確認法の双方の検査結果について
注2 「スクリーニング法」では、P A法、E L I S A
注3 「確認法」では、Western blot 法又はI F A法の

(2) 病原検査の結果

検査名	検査日	検
	年 月 日	

注4 「病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分をいう。

検査結果
日 陽性、 陰性
日 陽性、 陰性

いにて記載すること。法等のうち一つを行ういずれかを行うこと。

査 結 果

離、PCR法等の検査

検査結果
日 陽性、 陰性

素抗体法 (ELISA) 法 (IC) 等の検査をい

「原則として以下の (1) 又は (2) のいずれかの検

検査結果
日 陽性、 陰性
日 陽性、 陰性

抗体法 (IFA) 等の検

イルス分離、PCR法等

査」や「(1) の検査及び (2) の抗体確認検査又は HIV 病原検査」は「15 箇月未済」や「18 箇月未済」に「さらに以下の (2) 又は (3) のいずれか」や「(1

「(1) HIV抗体スクリーニング検査法の結果

判定結果	検査法	検査日
	年 月	年 月

注1 「HIV抗体スクリーニング検査法」とは、酸粒子凝集法 (PA)、免疫クロマトグラフィー

注2 削除

(2) 抗体確認検査又は HIV 病原検査の結果

抗体確認検査の結果	検査名	検査日
	年 月	年 月
HIV病原検査の結果		年 月

注3 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光をいう。「HIV病原検査」とは、HIV抗体検査、ウの検査をいう。

検

スクリーニング法による判定結果	確認法による判定結果
-----------------	------------

注1 スクリーニング法、注2 「スクリーニング法

注3 「確認法」では、We

(2) 病原検査の結果

検査名

注4 「病原検査」とは、をいう。

「(1) HIV抗体スクリー

判定結果

注1 「HIV抗体スク粒子凝集法 (PA

注2 削除

(2) 抗体確認検査又は日

抗体確認検査の結果	HIV病原検査の結果
-----------	------------

注3 「抗体確認検査」をいう。「HIV病原検査注4 の検査をいう。

「(1) HIV抗体検査方法及

検査日	検査結果
年 月 日	陽性、 陰性

「(1) HIV抗体検査方法及

検査日	検査結果
年 月 日	陽性、 陰性

「(1) HIV抗体検査方法及

「リーニンゲ検査法」とは、酵素抗体法（ELISA）
）、免疫クロマトグラフィー法（IC）等の検査をい

IV病原検査の結果
に改める。

査名	検査日	検査結果
年 月 日	年 月 日	陽性、陰性
年 月 日	年 月 日	陽性、陰性

とは、Western Blot 法、蛍光抗体法（IFA）等の検
」とは、HIV抗体検査、ウイルス分離、PCR法等
」

第八号様式の二中「保健婦、看護婦」を「保健師、看護師」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第八号様式の二の改正規定
は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十四号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規
則を次のとおり定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関す
る規則

（山梨県災害救助法施行細則の一部改正）

第一条 山梨県災害救助法施行細則（昭和三十五年山梨県規則第四号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表の第一の四の二の(三)中「助産婦」を「助産師」に改め、同表の第二の(一)中「保
健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に改める。

第三十一号様式中
「保健婦・助産婦」を「保健師、助産師及び看護師」に改める。

第三十二号様式中「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」及び「従事し」を「従事した
」に改める。

（山梨県生活保護法施行細則の一部改正）

第二条 山梨県生活保護法施行細則（昭和三十七年山梨県規則第二十四号）の一部を次
のように改正する。

第四十五号様式中「看護婦」を「看護士」に改める。

（山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

第三条 山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年山梨県規則第五十号）
の一部を次のように改正する。

第八条の三第一号中「助産婦」を「助産師」に改め、同条第二号中「保健婦又は保
健士」を「保健師」に改める。

（山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する規則の一部改正）

第四条 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する規則（昭和四
十三年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「看護婦」を「看護士」に、「保健婦・看護婦・看護士」を「保
健師・看護師」に、「准看護婦・准看護士」を「准看護師」に改める。

（山梨県病院事業財務規則の一部改正）

第五条 山梨県病院事業財務規則（昭和四十四年山梨県規則第五十一号）の一部を次
のように改正する。

別表第五中「看護婦給」を「看護師給」に、「保健婦、助産婦、看護婦（士）、准
看護婦（士）」を「保健師、看護師及び准看護師」に、「看護婦手当」を「看護師手
当」に改める。

（山梨県病院事業職員宿舎管理規則の一部改正）

第六条 山梨県病院事業職員宿舎管理規則（昭和四十五年山梨県規則第九号）の一部を
次のように改正する。

第二条第一項中「看護婦」を「看護師」に改める。

第五条第二項中「看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「看護師及び准看護
師」に改める。

第七条中「看護婦」を「看護師」に改める。

別表第一中「県立中央病院看護婦宿舎」を「県立中央病院看護師宿舎」に、
「県立

北病院看護婦宿舎

を「県立北病院看護師宿舎」に改める。

北病院看護士宿舎

（山梨県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部改正）

第七条 山梨県職業訓練生災害見舞金支給規則（昭和四十七年山梨県規則第一号）の一

部を次のように改正する。

「看護婦」を「看護師」に、「看護婦免許証」を「看護師免許証」に、
第二号様式中「付添婦」を「付添婦」に、「看護婦が」を「看護師が」に改める。

（山梨県立看護大学短期大学部学則の一部改正）

第八条 山梨県立看護大学短期大学部学則（平成七年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「看護婦及び看護士」を「看護師」に改める。

（山梨県立看護大学学則の一部改正）

第九条 山梨県立看護大学学則（平成十年山梨県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改める。

別表備考2中「助産婦国家試験」を「助産師国家試験」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十五号

保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則

保健婦助産婦看護婦法施行細則（昭和五十七年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県保健師助産師看護師法施行細則

第一条中「保健婦助産婦看護婦法（）」を「保健師助産師看護師法（）」に、「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に改める。

第二条第一号中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「准看護婦免許証」を「准看護師免許証」に改め、同条第二号中「准看護婦籍訂正申請書」を「准看護師籍訂正申請書」に改め、同条第四号中「准看護婦籍登録抹消申請書」を「准看護師籍登録抹消申請書」に改め、同条第五号中「准看護婦免許証書換交付申請書」を「准看護師免許証書換え交付申請書」に改め、同条第六号中「准看護婦免許証再交付申請書」を「准看護師免許証再

交付申請書」に改め、同条第七号中「准看護婦免許証返納書」を「准看護師免許証返納書」に改め、同条第八号中「准看護婦試験受験願書」を「准看護師試験受験願書」に改め、同条第九号中「准看護婦試験合格証書」を「准看護師試験合格証書」に改め、同条第十号中「准看護婦試験合格証明書交付申請書」を「准看護師試験合格証明書交付申請書」に改め、同条第十一号中「准看護婦試験合格証明書」を「准看護師試験合格証明書」に改める。

第四条第一項中「准看護婦」を「准看護師」に改め、同条第二項を削る。

第一号様式中「准看護婦免許証」や「准看護師免許証」に、「保健婦助産婦看護婦法」や「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦の」や「准看護師の」に、「准看護婦籍」を「准看護師籍」に改める。

第二号様式中「准看護婦免許申請書」や「准看護師免許申請書」に、「准看護婦試験」や「准看護師試験」に、「看護婦の」や「看護師の」に、「准看護婦免許を」や「准看護師免許を」に、「目が見えない者、耳が聞こえない者、口がきけない者、精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかっている者」や「視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者」に改める。

第三号様式中「准看護婦籍訂正申請書」や「准看護師籍訂正申請書」に、「准看護婦籍の」や「准看護師籍の」に改める。

第四号様式中「准看護婦籍登録抹消申請書」や「准看護師籍登録抹消申請書」に、「准看護婦籍の」や「准看護師籍の」に改める。

第五号様式中「准看護婦免許証書換交付申請書」や「准看護師免許証書換え交付申請書」に、「准看護婦免許証書換交付を」や「准看護師免許証の書換え交付を」に改める。

第六号様式中「准看護婦免許証再交付申請書」や「准看護師免許証再交付申請書」に、「准看護婦免許証を」や「准看護師免許証を」に改める。

第七号様式中「准看護婦免許証返納書」や「准看護師免許証返納書」に改める。

第八号様式中「准看護婦試験受験願」や「准看護師試験受験願書」に、「准看護婦試験を」や「准看護師試験を」に、「4 戸籍抄本」を備考 青色又は黒色のインクを用い、かい書ではつきりと書くこと。」に改める。

第九号様式中「准看護婦試験」や「准看護師試験」に改める。

第十号様式中「准看護婦試験合格証明書交付申請書」や「准看護師試験合格証明書交

「母語」に改める。

第十一号様式中「三添添添添添添添」を「三添添添添添添添」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の保健婦助産婦看護婦法施行細則の規定に基づいて交付され、又は提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県保健師助産師看護師法施行細則の規定に基づいて交付され、又は提出された書類とみなす。

山梨県規則第十六号

山梨県立看護大学短期大学部学則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

山梨県立看護大学短期大学部学則の一部を改正する規則

山梨県立看護大学短期大学部学則(平成七年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「学生が」を「学生が、」に、「次条」を「以下この項、次条」に、「場合」を「場合又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合」に改める。

第三十一条中「多年」を削る。

別表を次のように改める。
別表(第六条関係)

領域	授業科目	必修	単
		選択	位
人数	卒業に必要単位		数
人	生	1	1
間	生	1	1
の	生	1	1
科	化学	1	1
人	理	1	1
間	理	1	1
人	理	1	1
解	学	2	
解	学		2
生	学		2
科	論		2
生	論		2
生	論		2
科	論		2
人	論		2
間	論		2
人	論		2

人 間 と 健 康 の 学 科 領 域		人 間 と 健 康 の 学 科 領 域		人 間 と 健 康 の 学 科 領 域		人 間 と 健 康 の 学 科 領 域	
基	育体健保	語 国 外	学 科 の 健 康	学	学	学	学
看	保	中 英 英 英 英	健 ボ 保 生 危 臨 心 病 病 病 病 病 病 薬 栄 微 健 統 情	人	人	人	人
護	健	語 語 語	康 ラ 健 と 八 態 態 態 態 態	間	間	間	間
学	体	計 国 会 医 文 基	の ン 医 命 機 リ 治 治 治 治 治 生 報	の	の	の	の
概	育	療 献 礎	テ 療 心 ラ テ 療 療 療 療 療 理 養 と 計	計	計	計	計
論		英 講 英	学 イ 福 倫 理 セ ン 各 各 各 各 総 総 物 科	学	学	学	学
論		語 読 語	特 活 ア 社 シ ョ ン 論 論 論 論 論 論 論 論	文	文	文	文
		語 話	論 動 論 論 論 論 学 ン 学 B A 学 学 学 境 学 学	礎	礎	礎	礎
1	1	四 単 位	位 十 三 単	特	特	特	特
		四 単 位	十 単 位	論	論	論	論
	一 単 位	位 十 六 併 せ	以 上 十 七 単 位	学	学	学	学
		位 十 六 併 せ		論	論	論	論
		位 十 六 併 せ		学	学	学	学
		位 十 六 併 せ		境	境	境	境
		位 十 六 併 せ		学	学	学	学
		位 十 六 併 せ		学	学	学	学

看護学領域							
看護学	地域看護学	精神看護学	母性看護学	小児看護学	老年看護学	成人看護学	基礎看護学
リタ ハ ビ リ テ ー ナ シ ョ ル ン ケ 看 護 ア 理	地 域 看 護 学 臨 地 実 習 論	精 神 看 護 学 臨 地 実 習 論	母 性 看 護 学 臨 地 実 習 論	小 児 看 護 学 臨 地 実 習 論	老 年 看 護 学 臨 地 実 習 論	成 人 看 護 学 臨 地 実 習 論	基 礎 看 護 学 臨 地 実 習 論
1	2 1 1 1	2 1 1 1	2 1 1 1	2 1 1 1	2 2 1 1 1	8 1 1 1 1 1	2 1 1 1 1 1 1
1 1	1	1	1	1	1	1	1

備考

- 人間発達論及び人間関係論については、これらの授業科目のうち一科目以上の授業科目に係る単位を修得するものとする。
- 情報科学及び統計学については、これらの授業科目のうち一科目以上の授業科目に係る単位を修得するものとする。
- 人間の科学特論、健康の科学特論、基礎看護学特論、成人看護学特論、老年看護学特論、小児看護学特論、母性看護学特論、精神看護学特論及び地域看護学特論については、これらの授業科目のうち一科目以上の授業科目に係る単位を修得するものとする。

附則

- (施行期日)
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- (経過措置)
この規則による改正後の山梨県立看護大学短期大学部学則(次項において「新学則」という。)別表の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者(編入学、再入学又は転入学をする者を除く。)から適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- この規則の施行の日以後において、編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目及び単位数は、新学則別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業科目及び単位数と同一とする。

合 計	講義	特別	看護学		領域共通	
			研究	看護	看護	救急
八十一	1	五十五	2	1		
三十六		十二			1	1
九十四以上	一単位	五十九以上				

山梨県規則第十七号

山梨県立看護大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

山梨県立看護大学学則の一部を改正する規則

山梨県知事 天野 建

山梨県立看護大学学則(平成十年山梨県規則第六号)の一部を次のように改正する。
目次中「科目等履修生」の下に、「特別聴講学生」を加える。

第十二条第一項中「学生が」を「学生が、」に、「次条」を「以下この項、次条」に、「場合」を「場合又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合」に改める。

第三十二条中「多年」を削る。

第十一章の章名中「科目等履修生」の下に、「特別聴講学生」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(特別聴講学生)

第四十一条の二 学長は、他の大学又は短期大学との間で単位互換に係る協議が成立した場合において、当該大学又は短期大学の学生で看護大学の一又は複数の授業科目の履修を志望するものがあるときは特別聴講学生として入学を許可することができる。別表を次のように改める。

別表(第六条関係)

系術芸・理心	系能機態形体身	領域		
演芸社発認心	栄遣分体体代老発人解	授		
劇 会達知	子 剖	業		
・ 心心心理	替 間	科		
文 理理理	養伝生育育 年達 生	目		
学術学学学学	物 医 工 理			
	学学学 療学学学学	必修	2	2
		選択	1 1 1 2 1	1 1 1 1 1
		数	卒業に必要単位	

人 間 存 在 領 域						
系象対護看・康健	系ムテスシ会社	系境環間人	系係関間人	系化文活生	系動行間人	
家老成子女精精老東治病疫公へ看 ル 護 年 理 衆 と 性神期 療 対 族年人 洋 (ア も 疾 学病 衛 象 看健と と保機 病 態 ス と 病 医 態 メ 護康健 健健能 治 総 生 療) ン 概 ト	ボ経経法広保政社社社 ラ 学 健 会 営 (域 会 ン 日 福 . テ管済本医社 福ス会 イ 国 行 テ 理 憲療 政 社 ム ア 法 治 ム	山生免病 活 原 健 微 梨 疫 康 生 科 物	人組 間織 関心 係理 論学	歴文 史化 ・ 人 民 類 俗 学学	教保 健 育行 動 学論	カ ウ ン セ リ ン グ 論
1 2 2 2 2 1 1	1 2 2 2 1 1	2 1 1	2 2 2	2		
1	1	1 1 1 2 2	1 1	1	1 1	1

1 臨床看護学実習（クリティカルケア実習）、臨床看護学実習（緩和ケア実習）及び臨床看護学実習（リハビリテーション実習）については、これらの授業科目のうち一科目以上の授業科目に係る単位を修得するものとする。

2 助産師国家試験を受けようとする者は、新生児医療と看護、基礎助産学、基礎助産学、助産診断技術学、助産学実習、助産学実習、助産管理學及びエンダー学等の単位を修得しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県立看護大学学則（次項において「新学則」という。）別表の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者（編入学、再入学又は転入学をする者を除く。）から適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日以後において、編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目及び単位数は、新学則別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業科目及び単位数と同一とする。

山梨県規則第十八号

山梨県立看護大学大学院学則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天野 建

山梨県立看護大学大学院学則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 大学院の組織等、学生定員及び修業年限（第二条 第六条）

第三章 学年、学期及び休業日（第七条・第八条）

第四章 教育方法等（第九条 第十六条）

第五章 修士課程の修了（第十七条）

第六章 入学、休学、留学、転学、退学及び除籍（第十八条 第二十九条）

第七章 授業料、入学料及び入学検定料（第三十条）

第八章 教員組織等（第三十一条 第三十三条）

第九章 自己評価等（第三十四条）

第十章 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生（第三十五条 第四十条）

第十一章 賞罰（第四十一条・第四十二条）

第十二章 雑則（第四十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 山梨県立看護大学大学院（以下「看護大学大学院」という。）は、看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展並びに県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

第二章 大学院の組織等、学生定員及び修業年限

(研究科)

第二条 看護大学大学院に看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

(専攻)

第三条 研究科に看護学専攻を置く。

(課程)

第四条 看護大学大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を教授し、看護学における研究能力及び高度な専門性を有する看護実践能力を養うものとする。

(学生定員)

第五条 研究科の学生定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程名	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	十名	二十名

(修業年限等)

第六条 修士課程の修業年限は、二年とする。

2 修士課程の在学期間は、四年を超えることはできない。ただし、休学期間は、在学期間に算入しない。

第三章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第七条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 学年は、次の二期に分ける。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第八条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 大学創立記念日 十二月二十一日
 - 四 夏季休業日 八月一日から九月三十日までの間の日
 - 五 冬季休業日 十二月二十五日から翌年一月七日までの間の日
 - 六 春季休業日 三月十五日から四月九日までの間の日
- 2 学長は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、若しくは中止し、又は同項の休業日以外に休業日を設けることができる。

第四章 教育方法等

（授業及び研究指導）

第九条 看護大学大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目）

第十条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 授業科目の履修の方法については、学長が別に定める。

（一年間の授業期間）

第十一条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週とする。

（単位）

第十二条 各授業科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

- 一 講義は、一時間の講義に対し授業時間外における二時間の学修を必要とすることを考慮し、十五時間の講義をもって一単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、一時間三十分又は二時間の講義に対しそれぞれ授業時間外における一時間三十分又は一時間の学修を必要とすることを考慮し、二十二時間三十分又は三十時間の講義をもって一単位とすることができる。
- 二 実験、実習及び実技（以下「実験等」という。）は、それぞれ四十五時間の実験等をもって一単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、二時間の実験等に対し授業時間外における一時間の学修を要することを考慮し、三十時間の実験等をもって一単位とすることができる。

（単位の授与）

第十三条 授業科目を履修した学生は、試験又は学長が別に定める方法により学修を評価され、単位を与えられるものとする。

2 前項の学修の評価は、A、B、C及びDのいずれかで表し、A、B及びCを合格とする。

3 第一項の試験は、当該履修科目の学期末に行うものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第十四条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、十単位を限度として、看護大学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。（外国の大学院に留学する場合における授業科目の履修等）

第十五条 学長は、学生が第二十六条の規定により外国の学校（大学院に相当する学校に限る。次条及び第二十六条において同じ。）に留学する場合において、当該学校において履修した授業科目について修得した単位を、看護大学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなされる単位数は、第十四条の規定により修得したものとみなされる単位数と合わせて十単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第十六条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が看護大学大学院に入学する前に大学院又は外国の学校において修得した単位を、看護大学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、修得したものとみなされる単位数又は与えられる単位数は、第二十二条の規定する再入学又は転入学の場合を除き十単位を超えないものとする。

第五章 修士課程の修了

第十七条 修士課程の修了要件は、看護大学大学院に二年以上在学し、所定の授業科目について三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、看護大学大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士課程を修了した者に対しては、修士（看護学）の学位を授与する。

第六章 入学、休学、留学、転学、退学及び除籍

（入学の時期）

第十八条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第十九条 看護大学大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で看護大学で定められた入学検定に合格したものでなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第五十二条に定める大学（以下「大学」という。）を卒業した者
- 二 法第六十八条の二第三項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者

五 文部科学大臣が指定した者

六 法第六十七条第二項の規定により他の大学院に入学した者であつて、看護大学大学院において、看護大学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

七 看護大学大学院において、個別の出願資格認定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で二十二歳に達したもの

八 大学に三年以上在学した者、外国において学校教育における十五年の課程を修了した者又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十五年の課程を修了した者であつて、看護大学大学院において、看護大学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

九 その他看護大学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願の手續及び入学検定)

第二十条 入学志願の手續及び入学検定の方法については、学長が別に定める。

(入学の許可)

第二十一条 入学の許可は、学長が行う。

2 入学に関する手續については、学長が別に定める。

(再入学及び転入学)

第二十二条 学長は、再入学又は転入学を志願する者があるときは、学生定員に関して

欠員がある場合に限り、選考の上、再入学又は転入学を許可することができる。

2 再入学及び転入学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(休学の許可)

第二十三条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き二箇月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第二十四条 休学期間は、一年を超えることができない。ただし、学長は、特別の事情があるとき、一年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して二年を超えることができない。

(復学)

第二十五条 休学期間が満了した者は、学長の許可を得て、復学することができる。

2 休学期間中にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て、復学することができる。

(留学)

第二十六条 外国の学校で学修することを志願する者は、学長の許可を得て、留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第十七条に規定する期間に算入することができる。

(転学)

第二十七条 他の大学院に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第二十八条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長により除籍されるものとする。

一 第六条第二項に規定する在学期間を超えた者

二 第二十四条第一項又は第二項に規定する休学期間を超えた者

三 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、督促を受けた後引き続き納付すべき授業料を納付しない者

第七章

授業料、入学料及び入学検定料

第三十条 授業料、入学料及び入学検定料の額及び徴収方法については、山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例(平成九年山梨県条例第四十七号)の定めるところによる。

第八章 教員組織等

(教員)

第三十一条 看護大学大学院における授業科目の授業及び研究指導を担当する教員は、看護大学の学長、教授、助教授及び講師の中からこれに充てる。

(研究科長)

第三十二条 研究科に研究科長を置き、研究指導を担当する教授をもって充てる。

2 研究科長は、学長の命を受け、研究科内の教育及び研究に関する校務をつかさどる。

3 研究科長の選考、任期その他必要な事項については、学長が別に定める。

(研究科教授会)

第三十三条 看護大学大学院に、重要な事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、学長及び大学院を担当する教授をもって組織する。

3 学長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。

4 研究科教授会は、構成員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

5 研究科教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 研究科教授会は、大学院に関する次の事項を審議する。

- 一 教育課程及び履修方法に関すること。
- 二 学生の入学、休学、留学、転学、修了、退学及び除籍並びに賞罰その他学生の取扱いに関すること。
- 三 その他重要な事項

第九章 自己評価等

第三十四条 看護大学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、第一条の目的及び社会的使命を達成するため、看護大学大学院における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価を行うため、看護大学大学院に自己点検評価委員会を置く。
- 3 自己点検評価委員会の組織、運営その他必要な事項については、学長が別に定める。

第十章 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第三十五条 学長は、看護大学大学院の一又は複数の授業科目の履修を志望する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第三十六条 学長は、他の大学院の学生で看護大学大学院の一又は複数の授業科目の履修を志望するものがあるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(研究生)

第三十七条 学長は、看護大学大学院の所定の授業科目に関連した学術の研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第三十八条 学長は、大学院教育を受ける目的をもって入国した外国人で看護大学大学院に科目等履修生、特別聴講学生又は研究生として入学を志願するものがあるときは、選考の上、入学を許可することができる。

(科目等履修生等の入学志願手続等)

第三十九条 この章の規定により入学の許可を受けようとする者の入学志願の手続及び入学審査の方法については、学長が別に定める。

(科目等履修生等の単位の授与)

第四十条 学長は、この章の規定により入学を許可された者で単位の修得を希望するものがあるときは、第十三条の規定を準用して単位を与えることができる。

第十一章 賞罰

(褒章)

第四十一条 学長は、学業及び操行が優秀で他の模範とすることのできる学生を褒章することができる。

(懲戒)

第四十二条 学長は、教育上必要があると認めるときは学生に対し、戒告、停学又は退学の処分を行うことができる。

- 2 前項の停学の処分に係る停学の期間は、第十七条に規定する期間に算入しないものとする。
- 3 第一項の退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- 一 学業成績不良で修了の見込みがないと認められる者
- 二 正当の理由がなく出席が正常でない者
- 三 看護大学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第十二章 雑則

第四十三条 この規則に定めるもののほか、看護大学大学院の管理に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
別表(第十条関係)

地域	授 業 科 目	単 位 数		修了に必要 な単位数
		必修	選択	
共通	看護学研究法 看護学特別研究 理論看護学 看護政策学 保健情報学 看護倫理学 看護アセスメント学 看護継続教育論 看護相談論 看護安全管理学	8	2	
地域活動看護学特論				16
地域活動看護学特論				4
地域活動看護学実習				2
計		10	16	16

第1号様式(第2条関係)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

栄養士免許申請書

本籍(都道府県)

(郵便番号)

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

印

生年月日

年 月 日生

1 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の
確定年月日) 有・無 _____

2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場
合、違反の事実及び年月日) 有・無 _____

上記により、栄養士免許を申請します。

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

(郵便番号)

住 所

電 話 番 号

ふりがな
氏 名

印

生 年 月 日 年 月 日

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

登録事項を次のとおり変更したので、栄養士名簿訂正・免許証書換え交付を申請します。

1 変更事項(本籍・氏名)

変更後

変更前

2 変更の理由及び年月日

理 由

年 月 日

備考 名簿訂正の申請をするには、申請の原因たる事実を証する書類を添付すること。
書換え交付の申請をするには、栄養士免許証を添付すること。

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

(郵便番号)

住 所

電 話 番 号

ふ り が な 氏 名 印

(死亡又は失踪の宣告を受けた者の場合は届出義務者とし、本人との続柄を記載)

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

栄養士名簿登録抹消申請書

次の理由により栄養士名簿登録の抹消をされるよう、免許証を添えて申請します。

理由

備考 この申請書には、栄養士免許証を添付すること。

第4号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

(郵便番号)

住 所

電 話 番 号

ふ り が な
氏 名

印

生 年 月 日 年 月 日

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

栄養士免許証再交付申請書

次の理由により、栄養士免許証の再交付を申請します。

理由

備考 破つたとき又は汚したときは、その栄養士免許証を添付すること。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県栄養士法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の山梨県栄養士法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

山梨県規則第二十号

山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例施行規則（昭和四十六年山梨県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(手数料の減免)」に改め、同条第一項中「使用料又は」を削り、「次の各号」の下に「のいずれか」を加え、「これら」を「これ」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

第二号様式中 「山梨県立精神保健福祉センター」
使用料 減免申請書 を 「山梨県立精神保健福祉センター手数料減免申請書」
使用料 手数料 を 「手数料を」
「使用料」を 「手数料を」
「手数料」を 「手数料を」

「福祉事務所長」を「地域振興局長」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十一号

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年山梨県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第十四号中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条第十五号中「第十八条」を「第十九条」に改める。

第十五号様式中「第17条」を「第18条」に改める。
第十六号様式中「第18条」を「第19条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十二号

山梨県温泉法施行細則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県温泉法施行細則

山梨県温泉法施行細則（昭和三十六年山梨県規則第五十六号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号。以下「法」という。）及び温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等)

第二条 次の各号に掲げる申請書等は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 省令第一条第一項の申請書 温泉掘削許可申請書（第一号様式）
- 二 省令第二条の申請書 温泉掘削（増掘・動力の装置）許可更新申請書（第二号様式）
- 三 省令第三条の届出書 工事完了（廃止）届（第三号様式）
- 四 省令第四条第一項の申請書 増掘（動力の装置）許可申請書（第四号様式）
- 五 省令第五条第一項の申請書 温泉利用許可申請書（第五号様式）
- 六 省令第七条の届出書 温泉の成分等の揭示届（第六号様式）
- 七 省令第八条第一項の申請書 温泉成分分析施設登録申請書（第七号様式）
- 八 省令第十一条第一項の届出書 登録分析機関の変更新届（第八号様式）
- 九 省令第十二条の届出書 登録分析機関の廃止届（第九号様式）

(申請書等の提出及び部数)

第三条 法、省令又はこの規則による申請書若しくは届出書は、当該申請又は届出に係る土地所在地を管轄する地域振興局に提出しなければならない。

2 申請書又は届出書及びその添付図書の提出部数は、正本一部副本一部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県温泉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県温泉法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

温泉掘削許可申請書

温泉をゆう出させるため土地を掘削したいので、申請します。

温泉の利用の目的			
土地の所在			
地番及び地目	地番		地目
付近の状況			
ゆう出路の深さ			
ゆう出路の口径			
工事の施行方法			
工事着手予定年月日	年	月	日
工事完了予定年月日	年	月	日

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可更新申請書

温泉の掘削（増掘・動力の装置）許可の有効期間を更新したいので、申請します。

許可の種別	掘 削 ・ 増 掘 ・ 動力の装置			
許可年月日	年 月 日			
土地の所在				
地番及び地目	地番		地目	
更新を必要とする理由				

第3号様式 (第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

工事完了 (廃止) 届

工事を完了 (廃止) したので、届けます。

許 可 の 種 別	掘 削 ・ 増 掘 ・ 動力の装置			
許 可 の 年 月 日	年 月 日			
土 地 の 所 在				
地 番 及 び 地 目	地番		地目	
工 事 完 了 (廃 止) 日	年 月 日			

第4号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

増掘（動力の装置）許可申請書

温泉のゆう出路を増掘（動力を装置）したいので、申請します。

増掘又は動力の装置の目的		
増掘又は動力の装置をしようとする場所		
増掘又は動力の装置をしようとする場所の付近の状況		
源泉の状況	温泉のゆう出量	ℓ/分
	温泉の温度	℃
	温泉の成分	
	ゆう出路の口径	
	ゆう出路の深さ	
増掘の場合	増掘後のゆう出路の口径	
	増掘後のゆう出路の深さ	
	工事の施行方法	
動力の装置の場合	動力の装置の種類	
	出力	
	その他装置の詳細	
工事着手予定年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日

第5号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

温泉利用許可申請書

温泉を利用したいので、申請します。

浴用又は飲用の別				
温泉のゆう出地				
温泉の利用場所				
温泉の温度並びに成分	温度		成分	
登録分析機関の名称				
登録分析機関の登録番号				

第6号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

温泉の成分等の揭示届

次の場所において、温泉の成分等の揭示をしたいので、届けます。

1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所

2 揭示の内容

（1）源泉名

（2）温泉の泉質

（3）源泉及び温泉の利用場所における温泉の温度

源 泉： ℃

利用場所： ℃

（4）温泉の成分

（5）温泉の成分の分析年月日

年 月 日

（6）登録分析機関の名称及び登録番号

名 称：

登録番号：

（7）浴用又は飲用の禁忌症

（8）浴用又は飲用の方法及び注意

第7号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

温泉成分分析施設登録申請書

温泉成分分析を行う施設として登録を受けたいので、申請します。

分析施設の名称	
分析施設の所在地	
温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能	
分析責任者の氏名	
分析責任者の資格	
温泉分析に関する経験及び研究成果の概要	
その他参考となるべき事項	

第8号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

登録分析機関の変更届

次のとおり変更があつたので、届けます。

登録の年月日	年 月 日
登録番号	
変更の内容	
変更の年月日	年 月 日
変更の理由	

第9号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

登録分析機関の廃止届

温泉の成分分析の業務を廃止したので、届けます。

分析施設の名称	
分析施設の所在地	
登録の年月日	
登録番号	
廃止の年月日	
廃止の理由	

山梨県規則第二十三号

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県環境影響評価条例施行規則（平成十一年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五十三条を次のように改める。

（条例第三十三条第一項の規則で定める行為）

第五十三条 条例第三十三条第一項の規則で定める行為は、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例（昭和四十九年山梨県条例第四十号）第四条第一項の規定による知事の同意とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十四号

山梨県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県職場適応訓練委託規則

山梨県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年山梨県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第二条第二項第一号」の下に「、第三号」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第三十五号）第一条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号、第十一条第四号において「旧業種等雇用安定法」という。）第十七条第一項又は雇用対策法施行規則第十二条第一項に規定する者

第十一条中「受託事業主が」を削り、「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「職場適応訓練費」を「受託事業主が職場適応訓練費」に改め、同条第四号中「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「旧業種等雇用安定法」に、「若しくは第四条第一項」を、「第四条第一項、第八条若しくは第九条」に改め、「港湾運送事業離職者求職手帳」の下に「（労働省通達昭和六十年職発第七十八号及び能発

第八十五号の別添二「本州四国連絡橋の供用に伴う港湾運送事業に関する雇用対策実施要領」第五の一に規定する求職手帳をいつ。）」を加える。

第一号様式中「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法第17条第1項」を「廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法第17条第1項又は雇用対策法施行規則附則第12条第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十五号

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山梨県職業訓練手当支給規則（昭和三十八年山梨県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条第一号」を「第十八条第一号」に、「第十三号」を「第十二号」に改め、「第二条第一項第二号」の下に「及び第七条第一項第二号」を加える。

第二条第一項第二号中「地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二十一条に規定する職業紹介活動」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十五条第一項に規定する広域職業紹介活動」に改め、同項第十号中「一の」を「一ののり」に改め、同項第十四号中「第一条第一項第六号の二」を「第一条第一項第七号」に改め、同項第十五号中「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第三十五号）第一条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に、「第十四条又は」を「第十四条第一項若しくは特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令（平成十三年厚生労働省令第二百二十九号）第一条の規定による廃止前の」に改め、「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則第八條及び第九條の規定による石炭鉱業離職者求職手帳」を加え、「第十三号」に該当する者及び」を削り、同条第四項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十六号

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則
山梨県立職業能力開発校管理規則（昭和四十七年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「いう。」の下に、「及び就業支援センター（以下「センター」という。）」を加える。

第三条の見出しを「（入校又は入所の手続）」に改め、同条第一項中「第四条」を「第五条」に、「の入校」を「又はセンターの入校又は入所」に改め、「校長」という。）の下に「又はセンターの長（以下「所長」という。）」を加え、同条第二項中「第四条」を「第五条」に、「の入校」を「又はセンターの入校又は入所」に改め、「その他校長」の下に「又は所長」を、「添付して校長」の下に「又は所長」を加える。

第四条の見出しを「（入校又は入所の決定）」に改め、同条第一項中「校長」の下に「又は所長」を、「入校」の下に「又は入所」を加え、同条第二項中「校長」の下に「又は所長」を、「上、入校」の下に「又は入所」を加え、同条第四項中「は、入校」を「又は所長は、入校又は入所」に改める。

第五条第一項中「入校」の下に「又は入所」を、「校長」の下に「又は所長」を加え、同条第二項中「校長」の下に「又は所長」を、「入校」の下に「又は入所」を加え、同条第三項中「校長」の下に「又は所長」を加える。

第六条第一項中「専門学校」の下に「又はセンター」を加え、同項第五号中「校長」の下に「又は所長」を加え、同条第二項中「校長」の下に「又は所長」を加える。

第七条の見出しを「（退校、退所等）」に改め、同条第一項中「第四条」を「第五条」に改め、「より入校」の下に「又は入所」を加え、「入校者」を「入校者等」に改め、「は、退校」の下に「又は退所」を、「校長」の下に「又は所長」を加え、同条第二項中「入校者」を「入校者等」に改め、「専門学校」の下に「又はセンター」を、「校長」の下に「又は所長」を加える。

第八条及び第九条中「校長」の下に「又は所長」を加える。

第十条の見出しを「（退校又は退所命令）」に改め、同条中「校長」の下に「又は所長」を加え、「第五条」を「第六条」に改め、「退校」の下に「又は退所」を加える。

第十二条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、「専門学校」の下に「又はセンター」を、「校長」の下に「又は所長」を加える。

第十三条中「校長」の下に「又は所長」を加える。

第十四条第一項中「は、条例第六条第二項」を「又は所長は、条例第七条第二項」に

改め、同条第二項中「は、条例第七条」を「又は所長は、条例第八条」に改める。
第十六条中「専門学校」の下に「又はセンター」を、「校長」の下に「又は所長」を加える。

別表第一 峡南高等技術専門校の項中「造園科一六月一五名」を「造園科一六月一三〇名」に、
「服飾科」一六月一三〇名
を「服飾科一六月一三〇名」に、
「建設科」一六月一五名
を「建設科一六月一五名」に改め、同表に次のように加える。

就業支援センター	短期課程	職業転換課程		福祉サービス科 パソコン科 商業簿記科 税務・社会保険労務科 パソコン文書科 パソコン短期科	六月	四月〇名
		一級技能士コース	単一等級技能士コース		六月	二〇〇名
		二級技能士コース	管理監督者コース	所長が別に定める。	六月	二〇〇名
		その他の訓練			六月	四〇〇名

第三号様式中「山梨県内に居住し、独立」を「、独立」に改める。
第六号様式中「高等技術専門校の施設等」を「施設等」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十七号

山梨県立婦人労働開発センター管理規則を廃止する規則を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県立婦人労働開発センター管理規則を廃止する規則
山梨県立婦人労働開発センター管理規則（昭和四十八年山梨県規則第十二号）は、廃

止する。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十八号

山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立産業技術短期大学校管理規則（平成十年山梨県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「六、四〇〇円」に改める。

第四号様式中「山梨県内に居住し、専立」を「専立」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十九号

漁船法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

漁船法施行細則を廃止する規則

漁船法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第四十六号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十号

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例施行規則及び山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例施行規則及び山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

（山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例施行規則（平成十年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号八中「月の第二土曜日又は第四土曜日」を「土曜日」に改める。

（山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第二条 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則（平成十三年山梨県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号八中「月の第二土曜日又は第四土曜日」を「土曜日」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十一号

山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

山梨県土地改良法施行細則（昭和四十八年山梨県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二十一号中「土地改良事業施行認可申請書」を「土地改良事業施行協議書」に改める。

第一号様式中「市町村長の意見書」を「協議における意見をすべて記載した書面」に改める。

第七号様式中「第48条第7項」や「第48条第9項」及び「による市町村長の意見書」を「の協議における意見をすべて記載した書面」及び「第48条第6項」や「第48条第8項」に改める。

第十七号様式中「市町村長の意見書」や「土地改良法第85条第5項において準用する同法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面」に改める。

第十九号様式（その一）及び第十九号様式（その二）中「市町村長の意見書」を「協議における意見をすべて記載した書面」に改める。

第二十号様式中「土地改良事業変更（廃止・設定）認可申請書」や「土地改良事業変更（廃止）認可申請書」及び「廃止・設立」を「廃止」に改める。

第二十一号様式中「土地改良事業施行認可申請書」や「土地改良事業施行協議書」及び「認可され」を「同意され」及び「申請します」を「協議します」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十二号

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県都市公園条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「及び第八号イの表の備考4」を削る。

第七条第一項第一号中「別表第十二号イの表」を「別表第十二号の表」に改め、同号八中「月の第二土曜日又は第四土曜日」を「土曜日」に改める。

別表第一第二号の表中「庭球場」を「庭球場及び」に改め、「及び野外研修施設」及び「研修室（山梨県森林公園金川の森の研修室に限る。）及び講習室」を削る。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

3 前二項に規定する学科の試験は、他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験を含むものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十四号

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県公報号外 第二十号 平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（昭和四十八年山梨県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第五号」を「第三条第四号」に改める。

第三条中「第三条第七号」を「第三条第六号」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式を次のように改める。

第七号様式を次のように改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十五号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二百二十八号中「准看護婦又は准看護師の」を「准看護師」に改め、同表第二百二十九号中「准看護婦試験合格証明書又は准看護師試験合格証明書の」を「准看護師試験合格証明書」に改め、同表第四百四十九号中「准看護婦又は准看護師の」を「准看護師」に改め、同表第五百十号及び第五百一十号中「准看護婦免許証又は准看護師免許証の」を「准看護師免許証」に改める。

別表第二百九十七号の次に次の二号を加える。

二百九十七の二 第一種フロン類回収業者登録申請手数料

二百九十七の三 第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料

第二条 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第五号から第七号までを次のように改める。

五から七まで 削除
別表第九号を次のように改める。
九 削除

別表第二百四号の次に次の一号を加える。
二百四の二 建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料
別表第二百六号の次に次の一号を加える。
二百六の二 建築物排水清掃業者登録手数料
別表第二百八号中「建築物環境衛生一般管理者」を「建築物環境衛生総合管理業者」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二百八の二 建築物環境衛生一般管理者登録手数料
別表第二百八十三号の次に次の一号を加える。
二百八十三の二 温泉成分分析施設登録申請手数料
別表第二百九十七号の三の次に次の四号を加える。
二百九十七の四 第二種特定製品引取業者登録申請手数料
二百九十七の五 第二種特定製品引取業者登録更新申請手数料
二百九十七の六 第二種フロン類回収業者登録申請手数料
二百九十七の七 第二種フロン類回収業者登録更新申請手数料
別表第二百五十六号の次に次の一号を加える。
五百二十六の二 運転技能に係る検査手数料
別表第五百三十号の次に次の二号を加える。
五百三十の二 運転免許証更新に係る経由手数料
五百三十の三 運転経歴証明書交付手数料
別表第五百三十九号の次に次の二号を加える。
五百三十九の二 特定任意高齢者講習手数料
五百三十九の三 チャレンジ講習手数料
別表第五百五十四号の次に次の三号を加える。
五百五十四の二 自動車運転代行業認定申請手数料
五百五十四の三 自動車運転代行業認定証再交付手数料
五百五十四の四 自動車運転代行業認定証書換え手数料

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条中次号に掲げる規定以外の規定 平成十四年四月一日

三 第二条中山梨県収入証紙条例施行規則別表第五百二十六号の次に一号を加える改正規定、同表第五百三十号の次に二号を加える改正規定、同表第五百三十九号の次に二号を加える改正規定及び同表第五百五十四号の次に三号を加える改正規定 平成十四年六月一日

山梨県規則第三十六号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「組織規則第十三条の二第一項に規定する総合政策室長、」を削り、同条第五号中「指定する副所長」の下に「女性センター」を加える。

第三条第一項の表中「深城・笹子ダム建設事務所長」を「深城ダム建設事務所長」に、「桂川流域下水道建設事務所長」を「及び桂川流域下水道建設事務所長」に改め、同条第二項の表中「深城・笹子ダム建設事務所」を「深城ダム建設事務所」に改め、同条に次の一項を加える。

4 地域振興局長は、知事の承認を得て、第一項の規定により受任した事務の決裁についての細則を定めることができる。

第三十条第三項の表中「女性センター（峡南女性センターを除く。）の副館長」を削り、「計量検定所次長」の下に「宝石美術専門学校事務局総務課長」を加え、「山梨県工業技術センター企画管理課長」を「山梨県工業技術センター総務課長」に、「深城・笹子ダム建設事務所次長」を「深城ダム建設事務所次長」に、「桂川流域下水道建設事務所総務用地課長」を「及び桂川流域下水道建設事務所総務用地課長」に改め、「及び工事検査担当の職員」を削る。

第七十六条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「らい予防法（昭和二十八年法律第二百四十四号）」を「らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）」に改める。

第八十七条第二項中「五月十五日」を「五月三十一日」に改め、同条第五項中「五月二十日」を「六月五日」に改める。

第二百二十八条第一項中「製造」を「製造その他についての請負」に改める。
第二百九十九条の次に次の一条を加える。

（保証金の納付及び払出し手続の特例）

第二百九十九条の二 第二百九十八条第一項の規定にかかわらず、入札当日に納付される

入札保証金又は公売日当日に納付される公売保証金（以下これを「当日納付保証金」という。）については、直接収納の方法により収納することができる。

2 出納長又は出納員は、前項の規定により当日納付保証金を直接収納の方法により収納したときは、納人に保証金現金領収書（第三百三十四号様式の二）を交付しなければならない。

3 前条第一項の規定にかかわらず、出納通知者は、当日納付保証金の還付を受けようとする者があるときは、その者をして、保証金現金領収書に還付を要する旨の知事又はかい長の表示を受けさせ、出納長又は出納員に提出させなければならない。

4 出納長又は出納員は、前項の保証金現金領収書の提出を受けたときは、保証金現金領収書原符と照合のうえ、領収書を徴し、現金を支払い、保証金現金領収書原符に提出年月日を記載して整理しなければならない。

5 前条第三項の規定にかかわらず、出納通知者は、当日納付保証金を契約保証金又は物件の売払代金等に充当しようとする者があるときは、その者をして、充当する旨の知事又はかい長の表示を保証金現金領収書に受けさせ、これを出納長又は出納員に提出させなければならない。

6 出納長又は出納員は、前項の保証金現金領収書の提出を受けたときは、保証金現金領収書に払出しを行う旨の表示をし、現金払込書に充当先の科目を記載したうえで、指定金融機関又は指定代理金融機関に払い込まなければならない。

7 出納通知者は、入札日又は公売日当日に、当日納付保証金について、還付の決定ができない場合又は契約保証金若しくは物件の売払代金等に充当することについて決定しない場合は、その旨を保証金現金領収書により出納長又は出納員に通知するものとする。

8 出納長又は出納員は、前項の通知を受けたときは、現金払込書に入札保証金又は公売保証金の科目を記載したうえで、指定金融機関又は指定代理金融機関に払い込まなければならない。

第二百条中「前一条」を「前三条」に改める。
 第二百一条第一項中「第三百三十四号様式の二」を「第三百三十四号様式の三」に改め、同条第二項中「第三百三十四号様式の三」を「第三百三十四号様式の四」に改める。

第二百六十九条の表一の部かいの項及び二の部かいの項中「代決」を「地域振興局にあつては専決又は代決をする権限をもつ職員、その他のかいにあつては代決」に改める。

別表第一中「婦人労働開発センター」を「就業支援センター」に、「深城・笹子ダム建設事務所」を「深城ダム建設事務所」に改める。

別表第一の二中「総合女性センター館長」を「総合女性センター副館長」に改める。
 別表第一の三峡中地域振興局の項中「婦人労働開発センター」を「就業支援センター」

に改め、同表富士北麓・東部地域振興局の項中「深城・笹子ダム建設事務所」を「深城ダム建設事務所」に改める。

別表第一の五の表中

企画振興部（西八代総務課及び西八代会計課を除く。） 健康福祉部（衛生課、地域保健課及び健康支援課を除く。） 林務環境部 農務部南巨摩農業改良普及センター	企画振興部の西八代総務課及び西八代会計課を除く。） 農務部（南巨摩農業改良普及センター） 市川建設部	健康福祉部の衛生課、地域保健課及び健康支援課
---	--	------------------------

興部（西八代総務課及び西八代会計課を除く。）
健康福祉部（保健福祉企画課、組織規則第五条の二の規定による職員をさせて処理させる事務（以下「駐在課」という。）に限る。）
衛生課、地域保健課及び健康支援課を除く。）
林務農務部南巨摩農業改良普及センター
興部の西八代総務課及び西八代会計課（南巨摩農業改良普及センター）
市川建設部
社部の保健福祉企画課（駐在処理課を除く。）
衛生課、地域保健課及び健康支援課

企画振興部（西八代総務課及び西八代会計課を除く。） 健康福祉部（保健福祉企画課（駐在処理課を除く。） 衛生課、地域保健課及び健康支援課を除く。） 林務環境部 農務部南巨摩農業改良普及センター	企画振興部の西八代総務課及び西八代会計課を除く。） 農務部（南巨摩農業改良普及センター） 市川建設部
---	--

西八代会計課 地域保健課 林務環境部 センター	を	企画振興部（西八代総務課及び西八代会計課を除く。） 健康福祉部（保健福祉企画課（駐在処理課を除く。） 衛生課、地域保健課及び健康支援課を除く。） 林務環境部 農務部南巨摩農業改良普及センター	を	企画振興部の西八代総務課及び西八代会計課を除く。） 農務部（南巨摩農業改良普及センター） 市川建設部
----------------------------------	---	---	---	--

健康福祉部（衛生課、地域保健課及び健康支援課を除く。）

林務環境部

を

健康福祉部（保健福祉企画に限る。）、衛生課、地域保健課を除く。）

林務環境部

課（駐在処理事務課及び健康支援

に改める。

第二十二号様式中

「作成日」を「作成日
年月分」

に改める。

第三十七号様式を次のように改める。

第五十五号様式中

年 月 日

を

に改める。

第三百三十四号様式の三中「第134号様式の3」を「第134号様式の4」に改め、同様式を第三百三十四号様式の四とする。

第三百三十四号様式の二中「第134号様式の2」を「第134号様式の3」に改め、同様式を第三百三十四号様式の三とし、第三百三十四号様式の次に次の一様式を加える。

第134号様式の2（第199条の2関係）

（保証金現金領収書）

保証金現金領収書原符									
保証金現金領収書番号 No									
納人		住所氏名							
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
ただし、 入札（公売）保証金 納人 印 鑑 届 印									
受入年月日					払出年月日				
年		月		日		年		日	
所 属									

保証金現金領収書									
保証金現金領収書番号 No									
納人		住所氏名							
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
ただし、 入札（公売）保証金 上記金額 年 月 日領収しました。 山梨県出納長 （出納員） 印 この保証金は還付（充当）を要する。 日 山梨県知事 （かい長） 印 山梨県出納長 （出納員） 殿									
納人受領年月日及び受領印					上記金額を領収しました。 年 月 日				
住所氏名		印							
所 属									

第百三十五号様式中

「年 度 雑 部 金 出 納 簿

」を

(年 月 分)

度 雑 部 金 出 納 簿

に改める。

」

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第百二十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。